

令和8年度緑の遊び場プロジェクト運営業務委託 企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月1日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

令和8年度緑の遊び場プロジェクト運営業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

2 業務の概要

(1) 委託名

令和8年度緑の遊び場プロジェクト運営業務委託

(2) 業務内容

仕様書（案）を参照のこと。

(3) 委託期間

契約日から令和9年2月26日まで

(4) 概算予算額

総額 2,310,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

(5) 支払条件

完了後払い

(6) 契約保証

契約保証金（契約金額の10/100以上の額）

本契約に係る契約保証金の種類は、次のいずれかとする。

① 契約保証金の納付 ②銀行等の金融機関の保証 ③履行保証保険による保証

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、役務部門に登録があること。有資格者名簿に登載のない者が参加する場合は、「8（2）参加資格確認のための書類」に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 令和3年4月1日以降に自然素材や段ボール等の身近な素材を使って子どもたちが屋外で遊べるイベントを総合的に企画立案し開催した実績を有すること。ただし、類似事業開催の実績により参加資格を満たそうとする者が、実績要件に該当するか否かを確認したい場合は、定められた質問受付期間内に質問を行うこと。

4 スケジュール

| 内容 | 日程・期限 |
|-----------------|------------------------|
| 仕様書（案）等に関する質問受付 | 令和8年4月8日（水）16時（必着） |
| 仕様書（案）等に関する質問回答 | 令和8年4月15日（水）16時までに掲載予定 |
| 企画提案書等の提出 | 令和8年4月22日（水）16時（必着） |
| 審査の実施 | 令和8年4月下旬～5月上旬 |
| 審査結果の通知 | 令和8年5月中旬（予定） |

5 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】令和8年度緑の遊び場プロジェクト運営業務委託」として、質問書【様式1】を以下の宛先へ提出すること。なお、提出後は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

【質問書提出先】

岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課

担当：鴨井

TEL：(086)803-1395

E-mail：teientoshi@city.okayama.jp

(2) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、以下へ掲載予定である。

【岡山市ホームページ URL】

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

(ホーム>事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和7年度)

6 提案にあたっての留意事項

- (1) この事業の趣旨を十分に理解し、自由かつ柔軟な発想で提案を行うこと。
- (2) 事業の条件は仕様書(案)のとおりとする。
- (3) 具体的な実施事業の内容は、提案に基づき、関係機関との調整等も含め、市との協議により最終的に決定するものとする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

提出締切日までに持参または郵送にて提出すること。郵送の場合は、以下の宛先に一般書留、簡易書留により郵送すること。

なお、持参する場合は、市担当者に事前にその旨を連絡し、日時等を調整した上で持参すること。

【郵送宛先】

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課 事業推進係 行

「令和8年度緑の遊び場プロジェクト運營業務委託 企画提案書在中」(朱書き)

(2) 参加資格確認のための書類

ア 参加確認申請書【様式2】 ※岡山市への届出印を押印のこと。

イ 新規申請書及び誓約書様式【指定様式】

ウ 暴力団排除に関する誓約書(兼同意書)【指定様式】

エ 使用印鑑届(指定様式)又は委任状(兼使用印鑑届)【指定様式】

オ 印鑑証明書

カ 納税証明書(国税)

キ 納税証明書(岡山県税)

ク 納税証明書(岡山市税)

ケ 納税証明書(代表者の岡山市税)

代表者が岡山市に住民登録をしている場合のみ提出すること。

コ 社会保険料納入証明書

市内業者の場合のみ提出すること。

サ 商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

シ 財務諸表(直前の決算期の貸借対照表及び損益計算書)

※ ただし、提案者が企画競争参加申請書【様式3】の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿に登録されている場合は、上記イ～

シの書類は省略できる。

※ 指定様式は、次のホームページからダウンロードすること。

【岡山市ホームページURL】 <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012511.html>

(ホーム>事業者情報>入札・契約>入札参加資格審査申請>新規申請[入札参加資格審査申請])

(3) 企画提案のための書類

①企画競争参加申請書【様式3】※岡山市への届出印を押印のこと。

②企画提案書【様式4】を参考に下記事項について提出すること。

項目1 緑の遊び場プロジェクトについて【様式4-1】

項目2 事業実績について【様式4-2】

項目3 事業の内容について【様式4-3, 4-4, 4-5】

項目4 実施体制について【様式4-6】

項目5 経費の積算表【様式4-7】

(4) 提出部数 企画提案のための書類

(2) 参加資格確認のための書類 各1部

(3) 企画提案のための書類

・【様式3】1部

・【様式4-1～7】

「提案者の住所及び商号又は名称」に記入したもの(正本)1部

「提案者の住所及び商号又は名称」に記入していないもの(副本)10部

※左上1か所をホッチキス止めすること。

(5) 注意事項

・提出する提案書は、提案者ごとに1案とする。

・企画提案書(副本)には、住所、法人名、代表者名等の提案者が特定できる表示を一切しないこと。

・仕様書(案)等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。

・契約締結後の実現可能性について、十分考慮したうえで提案すること。

・提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されない。

・提案書の提出期限後の差替え、再提出は認めない。

・見積額は概算予定額を超えないように提案すること。

8 特定方法等

(1) 審査体制

岡山市都市整備局事務事業委託審査委員会(以下「委員会」という。)で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。

(2) 審査方法

- ① 委員会は、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行う。
- ② 委員会は、別紙「評価基準」をもとに 100 点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
- ③ 合計点が同点となった場合は、事業内容の評価合計点の高い提案者を上位とする。さらに、事業内容の評価合計点も同点の場合は、事業の理解の評価点の高い提案者を上位とする。
- ④ 評価点が 60 点以下の場合は最適提案者として特定しないものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

- ・ 所要時間は 1 事業者につき発表 10 分、質疑応答 10 分程度を予定している。
- ・ 説明は提出された提案書（副本）で行うものとし、追加資料を使用した説明はできない。提案書の内容をパソコン、モニターを使用して説明することは可能とする。ただし、追加と判断される提案内容や、模型、動画による説明を行った場合は採点対象としない。
- ・ モニターは事務局で用意するが、パソコンは提案者で用意すること。
- ・ 開催日時、開催場所については提案者に対して後日通知する。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑥ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦ 委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。ただし、この場合においても委員の審査点数の総合得点の平均点が 60 点を下回る提案については、協議の相手方としない。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書も、原則として返却しない。返却が必要な場合は、提案時にその旨を申し出ること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 4 号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。
- (9) 企画競争参加申請書の提出後に参加を辞退する場合は、企画競争参加辞退届【様式 5】を提出すること。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課（岡山市役所本庁舎 6 階）

担当：矢吹

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

TEL：(086)803-1395

FAX：(086)803-1740

E-mail：teientoshi@city.okayama.jp